

◇農地転用許可申請（４条・５条）に必要な書類一覧

	書類の名称	書類の内容等	
1	許可申請書		◎
2	土地の登記事項証明（全部事項証明書）	申請締切日から起算して３ヶ月以内のもの	◎
3	住民票または戸籍の附票	申請者の住所が土地登記簿上の住所と異なる場合に添付する。	
4	位置図	1/10,000～1/50,000 程度	◎
5	付近見取図	1/1,000～1/5,000 程度	◎
6	公図の写し	申請地、道路、一体利用地等がわかるように着色する。	◎
7	地積測量図	1筆の土地の一部を転用する場合に添付する。	
8	事業計画書	転用目的ごとに様式が異なる。	◎
9	土地利用計画図	平面図等	◎
10	排水計画図（土地利用計画図と一体でも良い）	3,000㎡未満で雨水排水のみである場合は添付を要しない。排水経路を矢印（青色）で示す。	
11	施設計画図	建築物の平面図、立面図、縦横断面図等を添付する。（1/100程度）	
12	被害防除計画書	周辺農地の営農に支障とならないように適切な施策が講じられているか。	◎
13	資金計画書	下記（14、15）の証明書類を合わせて添付する。	◎
14	自己資金に係る残高証明書等	原本又は写し 通帳の写しの提出も可とする。（最終残高の証明として不要な記載については黒塗りで良い）	◎
15	借入金に係る融資証明書等	原本又は写し	◎
16	関係許認可申請書等の写し	開発許可申請書の写し等	
17	土地改良区の意見書	区域内の場合に添付する。	
18	売買、売買予約等の契約書の写し 土地使用承諾書の写し等	非農地の権利を取得して一体的に利用する場合に添付する。	
19	宅地建物取引業者免許証の写し	宅地分譲、建売住宅等の場合に添付する。	
20	原状回復誓約書	一時的な転用の場合に添付する。	
21	農振整備計画に係る市の意見等	農用地区域内の一時的な転用の場合で、農振整備計画への支障がないことを確認する。	
22	貸駐車場借受申込書	貸駐車場として転用する場合に添付する。	

23	所有者、耕作者等の同意書	申請地について申請者の他に所有権、賃借権その他の使用収益権を有する者がいる場合に添付する。	
24	共有者等の同意書	権利設定、移転を伴う場合は同意書ではなく全員の連署による申請とする。	
25	委任状	代理申請の場合に添付する。	
26	成年後見登記事項証明書	成年後見人が代理申請する場合に添付する	
27	水理計算書	転用面積が 3,000 m ² 以上であって雨水が直接農業用排水路に放流される場合に添付する。ただし、都市計画法に基づく開発許可等において審査が行われる場合及び植林の場合を除く。	
28	造成計画図（平面図、横断面図）	事業の全体面積が 3,000 m ² 以上のもの	
29	工事工程表	工事期間が 2 年を超える場合に添付する。	
30	法人の登記事項証明書	法人による申請、又は、申請者以外の法人が当該事業の用に供する場合に添付する。	
31	法人の定款又は寄附行為の写し （原本証明付き）	法人による申請、又は、申請者以外の法人が当該事業の用に供する場合に添付する。	
32	役員会の議事録の写し	申請に係る事業が定款等に定められた目的又は業務以外のものである場合に、事業実施等の意思決定に係る議事録の写しを添付する。	
33	団体の議決機関の議事録の写し	申請者が権利能力なき社団（自治会等）である場合に、事業実施等の意思決定に係る議事録の写しを添付する。	
34	相続関係説明図	登記簿上の所有者の相続関係人が申請する場合に添付する。	
35	戸籍謄本、除籍謄本、戸籍の附票	ア 相続登記未了であって、登記簿上の所有者の相続関係人が申請する場合に添付する。 イ 親権者が代理申請する場合に添付する。	
36	相続放棄証明書、相続放棄申述受理謄本 又は遺産分割協議書の写し	登記簿上の所有者の相続関係人のうち 1 人が申請する場合に、その者に所有権があることを証するために添付する。	
37	無断転用始末書	無断転用について追認許可申請する場合に添付する。	

※ ◎ は必須、その他は申請目的等に応じて提出となります。

※ 上記以外にも、農業委員会が必要と判断した書類を求める場合があります。